**産業医契約書**

事業者　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　 （以下「甲」という）と、

長野県医師会員　　　　　　　　　（以下「乙」という）とは、　 　　　　　　　医師会

を確認者として次の通り契約を締結する。

（産業医の選任）

第1条　甲は、乙を労働安全衛生法第13条に規定する産業医として選任し、その職務を行うことを委嘱し、乙はこれを承諾した。

（職務の範囲）

第2条　乙は、甲の事業場において、労働安全衛生規則第14条及び第15条に定められた職務を行うものとする。

（甲・乙の責務）

第3条　乙は、前条の職務を遂行し、甲が行う労働者の健康管理等のために必要な業務を行うものとする。

2　甲は、労働安全衛生法およびその他の諸規則に基づく乙の指導、勧告、助言などを尊重し、適切な措置をとるものとする。

（報酬）

第4条　本契約に伴う報酬は長野県産業医報酬基準により、甲は乙に　　　　　円（月額）を支払うものとする。

2　その他、必要な費用などを要する事項に関しては、甲、乙協議の上、決定する。

　（事故などの補償）

第5条　乙が本契約に定める職務遂行中に生じた第三者に対する人的および物的事故については、乙の故意または重大な過失に基づくものを除き、すべて甲の責任において処理し補償するものとする。

2　乙が本契約に定める職務遂行中に受けた人的事故については、甲の事業場等への往復途上も含め、甲は乙の損害を補償する責任を負うものとする。物的事故についても同様とし、甲、乙協議の上、甲は乙に対し損害を補償するものとする。

　（契約の有効期間）

第6条　本契約の有効期間は、　　　　　　年　　　月　　　日から1ヵ年とする。

2　前項の期間満了の1ヵ月前までに、甲または乙のいずれからか申し出がない場合、本契約は同内容により更に1ヵ年更新するものとし、以後も同様とする。

（契約の解約）

第7条　前条に定める本契約の有効期間内においても、甲、乙いずれからか解約の申し出がなされた時は、1ヵ月前の予告をもって本契約を解約することができる。

　（記載外事項）

第8条　本契約に定めのない事項および本契約に関する疑義については、その都度、甲、乙が協議の上、取り決めるものとする。

　（守秘義務）

第9条　乙は、本契約に定める業務を遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。

本契約を証するため、本書を3通作成し、甲、乙および確認者押印の上、甲、乙および確認者が各1通ずつ保有する。

　　　　　年　　　月　　　日

［甲］　　　事業場所在地　〒

　　　　　　名称

　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

［乙］　　　住所　　　　　〒

　　　　　　医療機関名

　　　　　　医師氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

［確認者］　医師会名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印